

第1章 計画の策定

1 計画策定の背景と趣旨

(1) 背景

平成19年(2007年)9月、国連総会で、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択されました。この宣言は、先住民族に関する政策のあり方の一般的な国際指針として、先住民族が有する権利や自由について規定しました。

また、同宣言の採択を受け、平成20年(2008年)6月、国会で「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が採択されました。この決議は、アイヌ民族を先住民族と認めることや、これまでのアイヌ政策のさらなる推進などに関する施策を講じることを政府に求めました。

この決議の後、「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」が設置され、アイヌ政策の基本的な考え方などに関する報告書がまとめられました。そして、この報告書に基づき、アイヌ政策に関する推進体制の整備の一環として、平成21年(2009年)12月、アイヌ政策推進会議が設置されました。

こうした世界や国の動向を踏まえ、本市のアイヌ施策の基本的な考え方や具体的な取組の内容などを整理し、総合的かつ計画的にアイヌ施策を推進していくため、平成22年(2010年)9月、「札幌市アイヌ施策推進計画」を策定しました。そして、計画の目的として定めた「アイヌ民族の誇りが尊重されるまちの実現」に向けて、様々な取組を行ってきました。

本市が同計画を策定して以降も、アイヌ政策推進会議では、平成30年(2018年)12月に至るまで、アイヌ政策に関する新たな立法措置などについて、継続的に協議が進められました。そして、平成9年(1997年)7月に施行された「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」(以下「アイヌ文化振興法」)に代わる、幅広いアイヌ政策の実施に向けた立法措置として、令和元年(2019年)5月、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」(以下「アイヌ施策推進法」)が施行されました。

(2) 第2次札幌市アイヌ施策推進計画策定の趣旨

札幌市アイヌ施策推進計画は、策定当時、国において総合的なアイヌ施策の推進について協議が進められており、その動向次第で計画を見直す必要が生じることから、具体的な計画期間は定めず、概ね10年間をめどとして、本市が取り組む施策などを整理しました。

アイヌ政策推進会議での検討を経て、令和元年(2019年)5月、アイヌ施策推進法が施行され、アイヌ施策に関する新たな基本理念などが示されたほか、前計画の策定から10年を経て、アイヌ施策を推進していくための環境にも変化が生じました。

こうした状況を踏まえ、計画を見直すべき時期に至ったことから、前計画の計画期間は、令和2年度(2020年度)をもって終了とし、本市のアイヌ施策の基本的な考え方や具体的

な取組などを改めて整理し、総合的かつ計画的にアイヌ施策を推進していくため、「第2次札幌市アイヌ施策推進計画」を策定します。

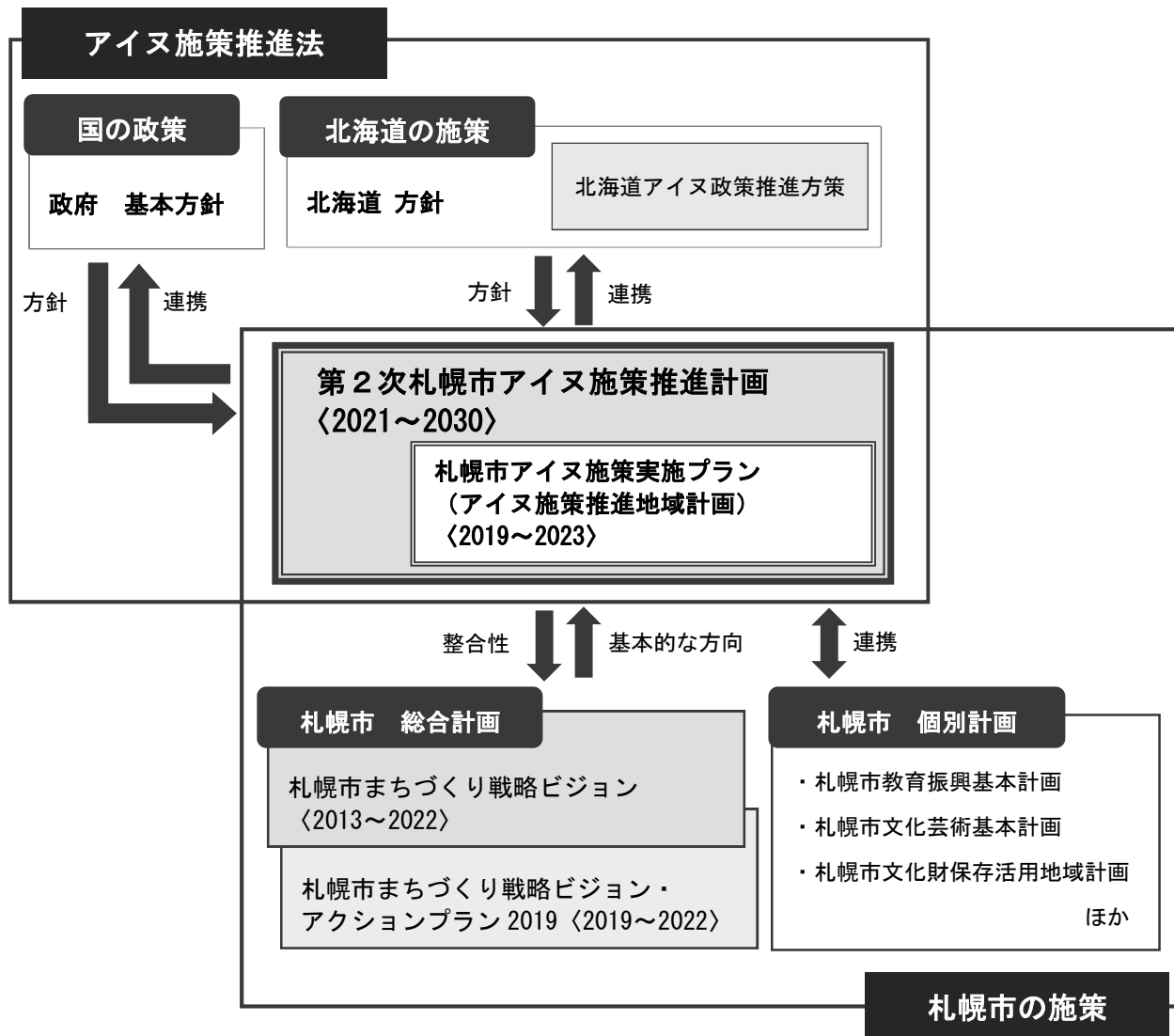
2 計画の位置付け

アイヌ施策について定めた法律や方針などを基礎として、国や北海道、本市の関係部局と連携を図りながら、本計画を推進します。

■本計画に関わる法律など

区 分	概 要
法律など	【アイヌ施策推進法】 アイヌ施策の基本理念や地方公共団体の責務などを定めた、アイヌ施策の基礎となる法律です（令和元年（2019年）5月施行）。
	【札幌市アイヌ施策実施プラン（アイヌ施策推進地域計画）】 本市では、アイヌ施策推進法に基づき、アイヌ施策を推進するための計画「札幌市アイヌ施策実施プラン（アイヌ施策推進地域計画）」を作成し、令和元年（2019年）9月、内閣総理大臣の認定を受けました。同プランは、本計画に掲げる施策の一部を成しているため、本計画と一体的な推進を図ります。
国の政策	【アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針】 アイヌ施策推進法に基づき、政府が、アイヌ施策の意義や目標などを定めた基本方針です（令和元年（2019年）9月策定）。
北海道の施策	【北海道におけるアイヌ施策を推進するための方針】 アイヌ施策推進法に基づき、北海道が、本道のアイヌ施策の目標などを定めた方針です（令和元年（2019年）10月策定）。
	【北海道アイヌ政策推進方策】 アイヌ施策推進法の趣旨などを踏まえ、北海道が、アイヌ施策の基本的な考え方や推進施策を定めた方策です（令和3年（2021年）3月策定予定）。
本市の施策	【札幌市まちづくり戦略ビジョン】 本市のまちづくりの計画体系上、最上位に位置付けられる総合計画として、まちづくりの基本目標や都市経営戦略などを定めています（平成25年（2013年）2月策定）。
	【札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2019】 上記ビジョンの中期実施計画として、本市の行財政運営や予算編成の指針となります（令和元年（2019年）12月策定）。
	【個別計画】 本市の各部局が、個別に所管する施策ごとに定めた計画です。

■計画の位置付け（図）



3 計画期間

本計画の計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までとします。